

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|--------------------|-----------|----------|
| 甘楽町 | 福島地区(福島、小川、白倉(大山)) | 令和3年2月25日 | — |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 131.4ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 86.7ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 15.6ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 10.1ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.3ha |
| ④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 5.9ha |
| (備考) | |

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

この地区では耕作者の高齢化が進んでおり、後継者がいない割合も77%となっている。きゅうりなどの施設栽培を行う農家の高齢化が顕著であり、その農家がリタイア後の新たな農地の受け手の確保が必要となる。また、その他にも野菜販売価格の安価により採算が取れないことや、水がないこと、農道の荒廃や水路の老朽化などから、農業の展開ができないという課題がある。
今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積5.9haに対し、10年後耕作できない農地が32.2haであることから、これから空いてくる農地が26.3ha多くなるため新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

福島(15区、17区、18区、19区、20-1区)集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、ハウスなどの施設を持つ後継者がいない農家は就農希望者に就農訓練を実施し、後継者として育成するとともに、リタイア後の土地利用をその後継者に引き継いでいくよう、対策を図っていく。

小川(19区、20-2区)集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、ハウスなどの施設を持つ後継者がいない農家は就農希望者に就農訓練を実施し、後継者として育成するとともに、リタイア後の土地利用をその後継者に引き継いでいくよう、対策を図っていく。

白倉(大山)(21区)集落の水田利用は、中心経営体である認定農業者等の4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、ハウスなどの施設を持つ後継者がいない農家は就農希望者に就農訓練を実施し、後継者として育成するとともに、リタイア後の土地利用をその後継者に引き継いでいくよう、対策を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|-----|----------------|--------------|---------|--------------|---------|------------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 認農 | ① | たまねぎ、下仁田ねぎ等 | 0 ha | たまねぎ、下仁田ねぎ等 | 0.3 ha | 福島集落 |
| 認農 | ② | きゅうり | 1.1 ha | きゅうり | 1.1 ha | 白倉・福島・小川集落 |
| 認農 | ③ | ナス、ひらたけ | 1.2 ha | ナス、ひらたけ | 1.2 ha | 福島・小川集落 |
| 認農法 | ④ | 水稻、麦 | 12.9 ha | 水稻、麦 | 14.9 ha | 白倉・福島集落 |
| 認農法 | ⑤ | 菜種、大豆、麦、米 | 1.5 ha | 菜種、大豆、麦、米 | 1.5 ha | 白倉・福島・小川集落 |
| 認農法 | ⑥ | 水稻、麦、プロッコリー他 | 0.8 ha | 水稻、麦、プロッコリー他 | 4.1 ha | 白倉・福島・小川集落 |
| 計 | 7人 | 水稻 | 0.1 ha | 水稻 | 0.4 ha | 白倉・福島・小川集落 |
| | | | 17.6 ha | | 23.5 ha | |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

甘楽北部地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に、福島・小川集落を中心に収益性の高いナスなどの園芸作物の生産に取り組む。

施設栽培の活用方針

初期投資に費用がかかってしまうきゅうりなどの施設栽培にあたっては、地区内の施設栽培を行う農家が高齢化しており、後継者がいないことから、世帯外の就農希望者を募り、施設を持つ農家の下で就農訓練などを実施し、後継者として育成するとともに、リタイア後の土地活用をその後継者に引き継いでいくよう取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域の鳥獣出没ポイントを押さえるとともに、出没頻度の高いハクビシン・タヌキ・アライグマなどの小動物について、町有害鳥獣対策協議会や甘楽町猟友会と協力し捕獲を進めるとともに電気柵の活用を推進していくことにより、被害を減少させる。また、この地域においては出没の可能性が低いイノシシやシカの出没があっても速やかに対応ができるよう、捕獲体制の構築等に取り組む。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。